平成２２年（フ）第５４号
愛媛県西宇和郡伊方町塩成338番地１
破産者　新見　由美
１　決定年月日　平成23年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第５４２号
愛知県名古屋市守山区大森４丁目301番地の１
破産者　小林　憲司
１　決定年月日　平成23年２月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２４０３号
札幌市豊平区月寒東３条９丁目１番11号　フローラ月寒Ａ－１号
破産者　櫻糀　秀樹
１　決定年月日　平成23年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９６６号
札幌市豊平区豊平２条６丁目２番18―205号
破産者　野田　法子（旧姓島野）
１　決定年月日　平成23年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２４号
秋田市広面字釣瓶町66番地15、住民票上の住所秋田市広面字釣瓶町66番地17
破産者　佐藤　一志
１　決定年月日　平成23年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５１号
秋田県潟上市天王字上江川206番地２　Ｂ―101、前住所秋田県男鹿市脇本脇本字頭名地82番地２
破産者　佐藤　雪男
１　決定年月日　平成23年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８１号
秋田市牛島東１丁目２番45号　エルム城南Ｂ５
破産者　杉山　利夫
１　決定年月日　平成23年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８６号
秋田県男鹿市船越字那場掛233番地２
破産者　舛田みよ子
１　決定年月日　平成23年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０２号
福島市方木田字北白家10番地の１　リバーハイツ方木田Ｂ106
破産者　二階堂　均
１　決定年月日　平成23年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第７２号
福島県相馬市新沼字刈敷田14番地の４
破産者　津田　　洋
１　決定年月日　平成23年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第７４号
福島県南相馬市原町区国見町３丁目５番地の141、旧住所福島県双葉郡双葉町大字前田字坂下43番地
破産者　橋本　光子
１　決定年月日　平成23年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第１６５号
茨城県日立市田尻町２丁目32番４号
破産者　大久保　隆
１　決定年月日　平成23年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１７３号
茨城県日立市東金沢町３丁目５番17―105号、開始決定時の住所茨城県高萩市大字上手綱1101番地の38
破産者　鈴木　　健
１　決定年月日　平成23年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第４９３号
埼玉県熊谷市石原1696番地１　バルパレー熊谷202号
破産者　小辻　邦夫
１　決定年月日　平成23年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２４９８号
横浜市神奈川区白幡西町17―15　ユリハイツ101、住民票上の住所横浜市都筑区勝田南２丁目15番18号
破産者　松下　雅寿
１　決定年月日　平成23年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３８１号
神奈川県厚木市東町２番１―1903号
破産者　石井　博丸
１　決定年月日　平成23年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５２２号
横浜市港南区港南５丁目20番６号　第三小柳荘101
破産者　荒明　治人
１　決定年月日　平成23年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３４号
長野県諏訪市大字湖南3858番地３
破産者　小林　雄樹
１　決定年月日　平成23年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部